

鹿相第10号

平成13年4月1日

各所属長 殿

鹿児島県警察本部長

担当	広報係	TEL	
----	-----	-----	--

鹿児島県警察シンボルマーク・マスコット要綱の制定について（通達）
本県警察のシンボルマーク等については、今後とも引き続き、別添要項によりその活用を図っていくこととしたので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、「鹿児島県警察シンボルマーク・マスコット要綱の制定について（通達）」（平成10年10月30日付け鹿総第163号）は、廃止する。

別添

鹿児島県警察シンボルマーク・マスコット要綱

(目的)

第1 この要綱は、適切な市民応接推進方策の一環として、組織の理念やイメージを内外に浸透させ、警察と県民とのふれあいをより一層深めるため、鹿児島県警察シンボルマーク・マスコット（以下「シンボルマーク等」という。）を制定し、その活用方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(シンボルマーク等)

第2 シンボルマーク等は、次のとおりとする。

1 シンボルマーク

(1) 基本図形



(2) 意図

人の眼と鹿児島（KAGOSHIMA）、警察（POLICE）の文字を図案化したものである。

この眼は、「県民のために正義を貫く眼」「県民を保護し優しく見守る眼」を表現したものである。

2 シンボルマスコット

(1) 基本図形



愛称 チェストくん

(2) 意図

鹿児島県の象徴である桜島をモチーフに、県民の安全と豊かな暮らしを守る警察官をマスコット化したものである。

愛称の「チェストくん」は、団結して使命感に燃え、積極的に責務を果たす県警察の意思を、鹿児島に古くから伝わる方言「チェスト」で表現したものである。

(制作基準)

第3 シンボルマーク等の制作は、別に定める「鹿児島県警察シンボルマーク等デザイン使用マニュアル」により行うものとする。

(活用基準)

第4 シンボルマーク等の活用基準は、次のとおりとする。

1 活用範囲

シンボルマーク等は、日常の警察活動をはじめ、防犯運動、交通安全運動等の各種行事及び県民との交流の機会において、有効かつ適切に活用するものとし、次のものに用いることができる。

- (1) 名刺、ポスター、パンフレット等の印刷物
- (2) 封筒、鉛筆等の事務用品
- (3) 警察車両、警察用船舶、警察用航空機等の装備品
- (4) 懸垂幕、横断幕、プラカード等の看板類
- (5) 人形、ぬいぐるみ等のがん具類
- (6) 機関紙、広報紙（誌）等の広報資料
- (7) バッジ、シール、ネクタイピン等の装備品
- (8) テレホンカード、タオル、盾等の記念品
- (9) その他本部長が定めるもの

2 活用上の留意事項

- (1) 警告書、呼出状等、職権行使するための文書等には用いないこと。
- (2) シンボルマーク等を用いたポスター、シール等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反営業所等の取締り対象場所に提出する場合は、内容等を十分検討して行うこと。

(その他)

第 5

- 1 この要綱に定める以外の方法によりシンボルマーク等を制作又は活用するときは、事前に本部長（警務部広報官経由）に書面で上申し、承認を受けるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、シンボルマーク等に関する必要な事項は別に定めるものとする。